

# 飛驒信用組合加盟店契約覚書

飛驒信用組合（以下、「甲」という）の開拓店である私（以下、「乙」という）は、本覚書の各条項を承認のうえ、甲に対し飛驒信用組合加盟店としての加盟を申込みます。また、甲において加盟の申込みが承認されないことがあっても何ら異議はありません。

## 第1条（加盟店申込）

1. 乙は、甲に対し飛驒信用組合ペイメントサービス加盟店（以下、「加盟店」という）として加盟を申込みると同時に、甲が別途契約するクレジット会社である株式会社琉球銀行および株式会社OCS（以下、「りゅうぎんグループ各社」という）に対して、それぞれ「琉球銀行加盟店」（以下、「カード加盟店」という）、「OCS電子マネー加盟店」（以下、「電子マネー加盟店」という）として加盟申込みを行います。
2. りゅうぎんグループ各社への加盟申込みは、甲を通じて行います。
3. りゅうぎんグループ各社がカード加盟店および電子マネー加盟店（以下、「カード加盟店等」という）としての加盟を承認しない場合、甲において加盟店としての加盟を承認されないことをあらかじめ承諾します。

## 第2条（各社との加盟店契約）

乙は、りゅうぎんグループ各社がカード加盟店等として加盟を承認した場合、りゅうぎんグループ各社との間で別途「琉球銀行加盟店契約」（以下、「カード加盟店契約」という）、「OCS電子マネー加盟店契約」（以下、「電子マネー加盟店契約」という）を締結します。

## 第3条（信用販売等）

乙は、カード加盟店契約に基づきクレジットカード等の会員に対して信用販売、電子マネー加盟店契約に基づき電子マネー等利用者に対して電子マネー取引（以下、「信用販売等」という）を行います。

## 第4条（債権譲渡）

1. 乙は、クレジットカード等の会員および電子マネー等利用者（以下、「カード会員等」という）に対して信用販売等を行ったことにより、カード加盟店契約および電子マネー加盟店契約（以下、「カード加盟店契約等」という）に基づき、りゅうぎんグループ各社に対して有する立替金支払請求債権の全部をりゅうぎんグループ各社の承認のもと、甲に譲渡し、甲はこれを譲受けます。この場合、乙は信用販売等に係る売上を証するデータを甲に提出するものとします。
2. 前項の譲渡する立替金支払請求権は、カード加盟店契約等に定めるりゅうぎんグループ各社の権利が留保されるものとします。
3. 第1項の債権譲渡は、甲が乙から提出された売上を証するデータがりゅうぎんグループ各社に到着したときにその効力が生じるものとします。

4. 甲から乙に支払われる債権譲渡に係る譲渡代金は、りゅうぎんグループ各社から支払われる立替金相当額とし、その支払い方法等は、「飛驒信用組合ペイメントサービス加盟店申込書」に記載のとおりとします。

#### **第5条（加盟店手数料）**

乙は、前項の債権譲渡に関し、その差益として甲所定の加盟店手数料を甲に支払います。

#### **第6条（支払拒絶・留保・返還）**

乙が次の各号に該当したときは、甲は乙に対する譲渡代金の全部または一部の支払いを拒絶または留保でき、譲渡代金が支払い済みの場合は返還請求ができるものとします。

(1) 本規約に違反したとき

(2) カード加盟店契約等に基づく事由により、立替金支払請求債権を譲受けた甲がりゅうぎんグループ各社から立替金の支払いを受けられないとき、または、りゅうぎんグループ各社から支払い済みの立替金の返還請求を受けたとき

#### **第7条（届出事項）**

1. 乙は、本規約に基づき甲に届出ている事項に変更がある場合、直ちにその旨を甲に届出ます。
2. 乙は、りゅうぎんグループとのカード加盟店契約等が終了したときは、直ちにその旨を甲に届出ます。
3. 前2項の届出がないため、通知、送付書類、支払金が延着または不到着となっても、通常到着すべきときに到着したとみなすことに異議ないものとします。

#### **第8条（情報提供の承諾）**

1. 乙は、本申込および本覚書に基づく取扱いに関して生じた乙および乙の代表者に関する客観的事実を、甲がりゅうぎんグループ各社に提供することをあらかじめ承諾します。
2. 乙は、りゅうぎんグループ各社のカード加盟店等としての乙および乙の代表者に関する客観的事実を、甲がりゅうぎんグループ各社から提供を受けることをあらかじめ承諾します。

#### **第9条（秘密の保持）**

1. 乙は、本覚書の実施にあたり知り得た情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、第三者に開示、漏洩しないものとします。また、当該情報を本覚書の目的以外に利用しないものとします。
2. 前項の秘密保持は本覚書の終了後も同様とします。
3. 乙の責めに帰すべき事由により、第1項の情報が漏洩し、甲に損害が生じた場合には、乙は当該損害につき賠償の義務を負うものとします。

#### **第10条（本覚書に定めのない事項・覚書の改定）**

1. 乙は、本覚書に定めのない事項については、甲が定める取扱規則等に従うものとします。

2. 甲において、金融情勢の変動等により必要であると認めるときは、第5条の加盟店手数料および第4条の譲渡代金の支払条件等を変更できることをあらかじめ承諾します。

#### 第11条（覚書の期間）

1. 本覚書の有効期間は契約締結日から1年間とします。ただし、甲または乙が期間満了1ヶ月前までに書面をもって本覚書の更新をしない旨の通知をしないときは、更に1年間自動的に更新し、以後も同様とします。
2. 前項の定めにかかわらず、甲または乙は、相手方に対し書面による3ヶ月の予告期間をもって本覚書を解除することができるものとします。

#### 第12条（規約の解除）

甲は、乙が次の各号の一つに該当したときは、何ら通知、催告することなく本覚書を解除できるものとします。

- (1) 甲の開拓店資格を喪失したとき
- (2) 本覚書に違反したとき
- (3) 信用状態に重大な変化が生じたと客観的に認められたとき
- (4) 甲がカード取扱加盟店として不適当と認められたとき
- (5) りゅうぎんグループ各社とのカード加盟店契約等が終了したとき

#### 第13条（代理権）

乙は、カード加盟店契約等に関して、乙からのりゅうぎんグループ各社に対する通知、届出、書類等の提出・送付、報告等および、りゅうぎんグループ各社からの乙に対する通知、送付書類等、交付物等の受領について、その権限を甲に付与します。ただし、りゅうぎんグループ各社が必要と認めた場合、乙とりゅうぎんグループ各社との間で直接これらの授受を行うことを妨げないものとします。

(2020年4月1日 改訂)